

## 平成23年度 「公共工事における地場中小企業支援措置」について

福岡市では、地場中小企業を取り巻く経営環境が厳しい状況を踏まえ、経済対策の一環として、「公共工事における地場中小企業支援措置」に取り組んでおります。このたび、実施中の14項目の支援措置のうち、主な項目の上半期の取組結果について取りまとめ、また、10月より支援措置を強化することとしましたので、ご報告いたします。(支援措置の詳細は参考資料-1を参照)

### 上半期の取組結果

#### 1. 工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注

○工事・設計委託等の早期発注

＜目標＞ 工事80%・設計委託等90%を越える



《実績》 工事85%・設計委託等75%

#### 2. 工事代金支払い手続きをスピードアップ

○工事完了から検査までの期間短縮

＜目標＞ 契約約款上14日以内 → 7日以内を目指す



《実績》 平均所要日数 5.9日

○工事代金支払期限の短縮

＜目標＞ 契約約款上40日以内 → 15日以内を目指す



《実績》 平均所要日数 13.1日

### 強化する支援措置

#### 3. 工事の入札における最低制限価格の改定について (10月～)

○受注業者の経営安定及び下請業者の保護等の観点から最低制限価格の改定を行いました。これにより最低制限価格の率の平均は約85.3%と推計され、従来に比べ1.5%程度の上昇が見込まれます。

(算定式等は参考資料-2を参照)

◆今後も引き続き、「公共工事における地場中小企業支援措置」の推進に取り組んでまいります。

#### 【問い合わせ先】

1. 2 : 財政局技術監理部技術企画課  
3 : 財政局財政部契約課

竹廣、黒田  
入江、山口

Tel 711-4903 (内6161)  
Tel 711-4181 (内1551)

## 平成23年度「公共工事における地場中小企業支援措置」

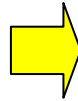
項 目	平成23年度の取り組み内容
① 工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進	<p>◆平成23年度工事・設計委託等の早期発注          &lt;工事発注目標設定&gt;          ・第1四半期 50% 第2四半期発注率 80%</p> <p>&lt;委託発注目標設定&gt;          ・第1四半期 60% 第2四半期発注率 90%</p>
② 工事代金の支払手続きをスピードアップ	<p>◆工事完了から検査までの期間短縮          14日以内 → 10日以内を目指す (H21年2月1日～)          14日以内 → <b>7日以内を目指す</b> (H22年4月1日～)</p> <p>◆工事代金支払期限の短縮          40日以内 → 20日以内を目指す (H21年1月13日～)          40日以内 → <b>15日以内を目指す</b> (H22年4月1日～)</p>
③ 設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定	<p>◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定          (H23年4月1日～)</p>
④ 設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減	<p>◆設計変更へのスピーディな対応 (H21年1月13日～)          ◆工事書類の簡素化 (H21年2月1日～)          ◆現場状況に即したより適切かつスピーディな設計及び設計変更 (H22年4月1日～)</p>
⑤ 分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る	<p>◆発注規模による分割発注の推進 (H21年1月13日～)          ◆工種による分離発注の推進 (H21年1月13日～)</p> <p>◆新たにチェックシートを導入 (H22年4月1日～)          ◆施工体系図等による下請関連企業への地場採用状況の実態把握と積極的採用の要請 (H22年4月1日～)</p>
⑥ 工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入	<p>◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用          (H21年1月13日～)</p>
⑦ 前金払制度の活用の促進	<p>◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進          (H21年2月10日～)</p>
⑧ 工事契約における入札手続きの期間短縮	<p>◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化          (H21年4月公告～)          &lt;標準36日→29日&gt;</p>
⑨ 物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し	<p>◆物件移転補償費と用地費の前払金割合の見直し          (H21年4月1日～)          &lt;従来70% → 改定80%&gt;</p>
⑩ 一般土木工事の地場企業対象の範囲の拡大	<p>◆一般土木工事の地場企業対象範囲の拡大          (H21年10月1日～)          &lt;予定価格 7億円未満 → 10億円未満&gt;</p>
⑪ 工事の入札における最低制限価格の改定	<p>◆<b>工事の最低制限価格の改定</b> (H21年10月1日～)          (H23年10月1日～)</p>
⑫ 工事成績優良業者表彰制度の導入	<p>◆公表に加え工事成績優良業者表彰制度の導入          (H21年10月1日～)</p>
⑬ 前金払の支払対象・請求期限の拡大(工事・委託)	<p>◆工事・委託の前金払の支払対象・請求期限の拡大          (H22年4月1日～)          &lt;従来: 契約金額300万円超、30日以内請求          拡大: ①工事100万円超、履行期限の1月前まで          ②委託 50万円超、履行期限の1月前まで&gt;</p>
⑭ 舗装工事の地場企業対象の範囲の拡大	<p>◆舗装工事の地場企業対象範囲の拡大 (H22年4月1日～)          &lt;予定価格 1億2千万円未満 → 1億5千万円未満&gt;</p>

## 工事の入札における最低制限価格の改定について

### 算定式

H21.10～H23.9(改定前)

【範囲】  
設計金額の70%～90%  
【算出式】  
直接工事費×0.95  
共通仮設費×0.90  
**現場管理費×0.70**  
一般管理費×0.30 } 合計額  
×1.05



H23.10～(改定後)

【範囲】  
設計金額の70%～90%  
【算出式】  
直接工事費×0.95  
共通仮設費×0.90  
**現場管理費×0.80**  
一般管理費×0.30 } 合計額  
×1.05

### 改定理由

○適正価格での契約を推進し、公共工事の品質確保を図るため、国の「低入札価格調査基準価格の算出式」が改定された(平成23年4月)。

### 効果等

- 最低制限価格が上昇する(全体平均で1.5%程度)。
- 適正価格での受注により落札業者の経営の安定及び下請業者の保護等に繋がる。

### 実績と推計

最低制限価格の率(%)		
前回(H20.1～)	改定前(H21.1～)	改定後の推計
81.7%	83.8%	85.3%

現行と比較し、  
1.5%の上昇

※最低制限価格の率は、平成22年4月以降、平成23年6月までに契約した案件(随意契約、特命随契を除く。)から算出した数値。